

農薬取締法に基づく届出と異なる方法で大原パラジウム化学株式会社が製造した展着剤（てんちゃくざい）に係る報告徴収について

今般、大原パラジウム化学株式会社（京都府京都市）に対する立入検査において、収去した展着剤（製品名：パンガード KS-20）を分析したところ、有効成分の含有量が農薬登録時の届出内容の半分程度となっていること、並びにオレイン酸及びモルホリンが 1%程度混入していることが確認されました。

この結果を踏まえ、農林水産省は本日（15 日）、同社に対し、製造方法が変更された原因、経緯及び再発防止策等の報告を命じました。

なお、当該資材の使用により、人や魚類の健康に影響を与える可能性は低いものと判断します。

1 経緯

大原パラジウム化学株式会社（京都府京都市）が製造・販売している「パンガード KS-20」（商品名）は、展着剤として農薬登録があるが、農薬登録時の届出と異なる方法で製造を行っているという情報が寄せられたことを受け、同社の工場に対し、農薬取締法第 13 条第 1 項の規定に基づく立入検査を行いました。

立入検査の際に収去した当該製品を分析したところ、有効成分であるポリオキシエチレン脂肪酸エステルの含有量が、農薬登録時の届出にある 20%と比較し、約半分の 8.5～9.3%であることが確認されました。併せて、製造過程で含有の可能性がないオレイン酸及びモルホリンが 1%程度混入していることが確認されました。

2 措置

この結果を踏まえ、農林水産省では、本日（15 日）大原パラジウム化学株式会社に対し、

- (ア) 製造方法を変更した経緯
- (イ) 流通している製品に対して講じた措置
- (ウ) 再発防止のための改善措置

について、農薬取締法第 13 条第 1 項の規定に基づき報告を命じました。

なお、混入が認められた成分について、オレイン酸は食用油中にも含まれる成分であり、モルホリンは危険物 IV 類（引火性）に該当するものの、その混入量や当該製品の使用方法（希釈倍数）から判断して、人や魚類の健康に影響を与える可能性は低いものと判断します。

<添付資料>

- ・ 試験結果概要
- ・ 農薬取締法抜粋

お問い合わせ先

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

担当者：鈴木、仲田

代表：03-3502-8111（内線 4500）

ダイヤルイン：03-3502-3965

FAX：03-3501-3774

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

パンガード KS-20(展着剤)の成分分析結果

【概要】

パンガード KS-20(展着剤)の3ロットについて、有効成分(ポリオキシエチレン脂肪酸エステル)の含有量を分析した。

その結果、有効成分の含有量が届出の含有量よりも低いことが判明した(届出の20%に対し、9.05%(w/w))。また製造過程で混入の可能性がないオレイン酸及びモルホリンが1%程度検出された。

パンガード KS-20 中のポリオキシエチレン脂肪酸エステル及び、混在物の平均含有量

| ポリオキシエチレン脂肪酸 エステル(w/w%) | モルホリン (w/w%) | オレイン酸 (w/w%) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|
| 9.05 | 1.24 | 1.40 |

○ 農薬取締法【抄】（昭和二十三年法律第八十二号）

（製造者及び輸入者の農薬の表示）

第七条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れなくて販売する場合にあつてはその包装）に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

一 登録番号

二 公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字

三 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

四～十二 （略）

（報告及び検査）

第十三条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項及び第二項、第九条の二、第十条の二、第十条の四、第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2～4項（略）